

改正

令和5年3月27日

いわき市物件供給契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、いわき市財務規則（昭和44年いわき市規則第17号）及び次の条項により、互いに信義に基づき、誠実にこの契約を履行する。

第2条 受注者は、この約款並びに別冊図面及び仕様書に基づき、供給金額をもって物件を納期限までに納入しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、契約で特に免除した場合を除くほか、契約発効の日までに物件供給代金の額の10分の1以上の額の契約保証金を現金又は発注者が適当であると認める有価証券で納付しなければならない。この場合における当該有価証券の担保価額は、発注者が定めるところによるものとする。

2 前項の契約保証金から生じた利子は、発注者に帰属するものとする。

3 発注者が第12条又は第13条第1項の規定によりこの契約を解除したとき、又は受注者の責めに帰すべき理由によりこの契約がその効力を失なつたときは、第1項の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

4 法令又はこの契約の定めるところにより発注者が受注者に損害賠償を請求することができることとなつた場合において、契約保証金の額が損害賠償請求額に満たないときは、その差額を発注者が受注者に対して支払うべき物件供給代金のうちから控除するものとし、なお不足するときは、受注者から追徴するものとする。

5 前2項の場合を除くほか、契約保証金は、第6条第1項の規定により物件の引渡しを受けた後において、受注者の請求によつて還付する。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、物件供給の全部又は一部を第三者に供給させ、又はこの契約によつて生ずる権利義務を譲渡してはならない。

(受注者の請求による納期の変更)

第5条 受注者は、自己の責めに帰さない事由により納期限内に物件を納入できないときは、発注者に対し遅滞なくその事由を記載した納期延長承認願を提出し、承認を受けなければならない。ただし、

その延長する日数は発注者の認定する日数とする。

(検査及び引渡し)

第6条 受注者は、物件を納入しようとするときは、納品を証する書類を提出し、発注者の検査を受け、これに合格したときは、物件を引渡さなければならない。

2 検査の結果、不合格品があるときは、受注者は、発注者の指定する期間内に良品と引き換え、更に発注者の検査を受けなければならない。この場合において、特に発注者が認めた場合以外は、このために納期を変更しないものとする。

(供給金額の支払い)

第7条 前条の規定による検査に合格したときは、受注者は、所定の手続により、契約金の請求をしなければならない。

2 発注者は、前項の正当な請求書を受理した日から30日以内に受注者に支払わなければならない。

(分割納入に対する部分払)

第8条 受注者は、当該納入した物件の検査済数量に対する金額の10分の9に相当する金額の部分払を請求することができる。

2 受注者は、前項の部分払を受けようとするときは、物件供給部分払申請書を発注者に提出しなければならない。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物件の補修、代替品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項本文の規定により発注者が履行の追完を請求した場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項本文の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をした場合において、受注者からその期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、その契約不適合の程度に応じて物件の代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者が前項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 受注者が種類又は品質に関して契約不適合の物件を発注者に引き渡した場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物件を引き渡された時にその不適合を知ったとき、又は受注者の重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(履行遅延及び遅延利息)

第10条 受注者の責めに帰すべき事由により、納期内に物件を納入することができない場合において、納期限後に納入する見込みがあるときは、物件納入後、発注者は、受注者から遅延利息を徴収して納期を延長することができる。

2 前項の規定による遅延利息は、遅延日数1日について、契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額とする。

第11条 削除

(発注者の催告による解除権)

第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合であって、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、発注者の指示に従わないとき。

(2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第9条第1項に規定する履行の追完がなされないとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない契約解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第3項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者がその契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者と認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、いわき市財務規則又はこの契約に違反したとき。

2 発注者は、前項に規定するもののほか、履行が完了するまでの間に必要があるときは、契約を解除することができる。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第14条 第12条又は前条第1項の規定による契約の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第12条又は前条第1項の規定にかかわらず、契約の解除をすることができない。

（受注者の契約解除権）

第15条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除をした場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその賠償を請求することができる。

（発注者の損害賠償請求等）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納期内に物件を納入することができないとき。
- (2) この契約の物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第12条又は第13条の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき、又は債務の履行が不能であるとき。

2 前項の規定による損害賠償の請求がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、同項の規定は、適用しない。

(補則)

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和52年6月1日から実施する。

附 則 (昭和56年4月1日)

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成18年4月1日)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 (平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年4月1日)

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 (平成21年6月1日)

この要綱は、平成21年6月1日から実施する。

附 則 (平成22年2月22日)

この要綱は、平成22年2月22日から実施する。

附 則 (平成22年4月1日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 (平成23年4月1日)

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (平成25年3月19日)

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則 (平成26年3月14日)

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月15日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（平成29年3月27日）

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則（令和3年3月5日）

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月27日）

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。